

筑西広域市町村圏事務組合女性の職業生活における活躍の推進に関する規則

平成 29 年 3 月 9 日

規則第 3 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）第 1 条第 2 項の当該地方公共団体の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げる者とし、同項の当該地方公共団体の規則で定める職員は、同表の左欄に掲げる者の区分に応じ、当該右欄に定める職員とする。

管理者	管理者の事務部局の職員
消防長	消防本部の職員

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。